

平成30年あきる野市農業委員会 5月総会議事録

平成30年5月25日（金）午前9時30分、平成30年あきる野市農業委員会5月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和・谷澤俊明・小田川篤雄・嶋崎三雄・田中正治・田中英雄・兵頭勲・小川金二・堀江建夫・田中克博・宮崎恒雄・平野久雄・唐澤啓治・橋本和夫

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎・笹本輝明・坂本博・橋本喜久司・栗原剛・栗原晋二

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 渡邊一彦 ・ 事務局 野口創、金子公晃

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 第1号議案 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について |
| 第2号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について |
| 第3号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について |
| 第4号議案 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |

開会 午前9時30分

(事務局長) おはようございます。定刻より少し早いのですが、全員お揃いになりましたので、始めさせていただきます。暑い日寒い日続いておりますが、これから暑くなります。熱中症等には気を付けていただいて、作業していただければと思います。また来月6、7日には、視察研修会がありますので、私はちょっと行けませんけれども、気を付けて行っていただければと思いますので、よろしくお願いします。それではただ今から、平成30年あきる野市農業委員会5月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

(会長) (省略)

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。それでは諸報告、5月18日に武蔵野市で開催された平成30年度第1回事業推進協議会及び東京都農業構造改善事業推進協議会幹事に事務局の野口主査が代理で出席いたしました。諸報告は以上です。それでは、本日の署名委員は谷澤職務代理と小川委員になっております。よろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。議事に入ります前に、第3号議案について、一部修正がありますので、事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。すみません。議事に入る前に申し訳ございませんが、4ページ目をご覧ください。第3号議案、主たる従事者証明の件なのですが、申出事由の生じた者の所在氏名という事で、〇〇〇〇さんとなっておりますが、こちらが〇〇〇さんではなく、△△さんに訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

(議長) それでは議事に入ります。第1号議案、経由1を事務局より説明願います。

(事務局) はい。それでは議案書1ページ目をお願いいたします。第1号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達について。農地法第5条第1項の規定による許可申請については意見を付して同法施行令第15条の規定により東京都知事に進達するものとする。平成30年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・経由1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて経由1について、担当の平野委員、説明をお願いします。

(平野委員) はい。それではご説明させていただきます。5月21日に事務局2人と、3人で現地調査に行って参りました。6ページをご覧ください。現地としましては、睦橋通り、雨間の交差点から西に、3、400メートルくらい行った所に、シャトレーゼ、ローソン、キタムラといったような店舗がある交差点があるのですが、そこを●に、●●●メートル行った所が現地でございます。〇〇さんと△△△さんとの続柄としては叔父、姪というような関係でございます。

して、その農地を通らないと、自宅の方に行けないというような事で、長年駐車場に行くのに通ってたりというような事で、詳しくは事務局の方からで、いいですか？すみません。

(議長) はい。それでは次に、転用理由の説明をお願いします。

(事務局) はい。それでは転用理由を説明させていただきます。

(転用理由書 朗読)

このような転用理由書をいただいております。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか？

(笹本委員) あの、課税はいつ頃から・・・農地の課税じゃなくて、雑種地？

(事務局) いや、宅地課税ですね。

(笹本委員) 宅地？

(事務局) 要は現況がですね、自宅繋ぎの庭先のような扱いなので、確認をしたら、宅地課税になっているという話は・・・

(笹本委員) 雑種地じゃないんですか？

(事務局) それは課税の判断なので、直接は課税部署の判断を聞かないと分かりませんが、一体として利用しているから宅地という課税になるのではないかと・・・

(笹本委員) そうすると、小規模宅地の減額みないなもの、かかっている訳ですか？

(事務局) すみません。そこまで細かい課税の資料は・・・

(笹本委員) なんか、いつも思うんですけどね、真面目にやってる農家が、転用をかけている方が、極端に言って、元の農地へ戻せないのに、無断転用をやって、違法をしていた場合はどっちにでもなるって言うような・・・あの、何て言うのかな。真面目じゃない人の方が利益が出るような行政は、ちょっとまずいと思うんですよ。そこのところが、自分は行政に関しては疎いので何とも言えないんですけど、それに関しては、つじつまを・・・。

(事務局) 今回の場所については、要は線引き前からこういう状況になっているのであれば非農地の証明や登記官照会というやり方で農業委員会を通す形ではないですが、課税の話とかは・・・おっしゃる事は分かるんです。

(笹本委員) 一番最初に課税を、いつから課税になってるんですかと聞いたのは、都市計画の決定の前と言ったらおかしいですけど、そこからなってるのであれば、それは転用の手続きをしなかったという、意図的という訳ではなく、そういう利用設定になってたんだという感じで、質問したんですけど、それが近在であれば、つじつまを合わせるために、やはり方向性を持っていかないと・・・

(事務局) これは昭和46年の線引き前からなっているのです。

(笹本委員) はい。どうもありがとうございます。

(事務局長) 今回の場合は、今、お話ししましたように、昭和46年の都市計画法の線引き以前から宅地として利用しているという事で、本来であれば農転ではなくて、非農地証明とか登記官照会とか、いろいろやり方はあるんですけども、過去から宅地になっている、農地以外であるというものに関しては、認めている場合があります。それでできるような条件なんですけれど

も、本人様の意向で農地転用でちゃんと処理させていただきたいという事で、今回は申請させてもらっていますので、ちょっとご了解いただけたらと思います。特例という形になるかと思っています。

(議長)他に質問ございますか?・・・何かございませんか?いいですか?

それでは、ないようですので、経由1について、農地法第5条第1項の規定による許可申請の進達については、これを相当と認め、意見を付して進達することにご異議ございませんか?

(全委員)異議なし。

(議長)異議がないようなので、進達することにいたします。続きまして第2号議案、番号1について、事務局より説明願います。

(事務局)はい。それでは2ページ目をお願いいたします。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。平成30年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

よろしく願います。

(議長)それでは続きまして、番号1について担当の田中正治委員、説明願います。

(田中正治委員)はい。それでは番号1につきまして、ご報告いたします。現地調査につきまして5月21日、事務局と行って参りました。7ページをご覧ください。地図ですが、大変分かりやすい所です。小川の交差点が真ん中にございますが、これを●●寄りに●●●メートルくらい行った所に、●●●●があります、その道を挟んで向かいの4筆となります。まず〇〇-〇、こちらはハウスが3棟入ってまして、すでにキュウリ、トマトが定植されています。もう1つのハウスにつきましては、これから準備が始まってですね、何か他の物が定植されると思います。あと△△-△、□□-□、▲▲-▲につきましては一連ですが、3筆に分かれています、まず▲▲-▲につきましては、ブロッコリー、レタス、スナップエンドウ、ニンジン、タマネギ等がありますが、このうちスナップエンドウにつきましては、収穫済みになっていました。また□□-□につきましては、サトイモ、ジャガイモ、ネギ、コマツナ。このうちネギとコマツナが収穫中という事になっています。もう1つの△△-△につきましては、これはトウモロコシ、スイートコーンが3分の2ほど、その他にダイコン、カボチャ等が植わっております。〇〇〇〇さんの息子さんの△△さんは、ご存知のとおり、振興会の方の役をされており、また場所が非常に目立つ所なので、この全部が全部埋まった感じでは植わっていませんが、非常に肥培管理の方はかなり進んでおります。全てに関して何ら問題ないと思います。以上でございます。

(議長)はい。ただいま、事務局と田中正治委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか?

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員)異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続いて第2号議案、番号2について、事務局説明願います。

(事務局) はい。引き続き2ページ目をお願いします。

(第2号議案・番号2 朗読)

よろしくお願いします。

(議長) それでは番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。先ほど同様、5月21日に現地調査に行つて参りました。8ページをご覧ください。雨間の信号から八王子方面に向かひまして、橋を渡り切つた右側、要は西側が雨間の南郷地区でございます。その中の場所なんですけど、□□□□さんの●●のすぐ隣に当たります。それで、○○○○-○、△△△△-△、ここの2筆は栗畑になっておりまして、下草もちゃんと管理されていますし、また収穫した跡も見られるので、何ら問題はないかなと思います。それと、□□□□-□、これは自宅のすぐ西隣になるのですが、これは以前は栗林になっていたのですが、ブルーベリーの栽培を始めるといふ事で、きれいに、今、その準備をされて、整備をされています。○○○さん、●●歳といふ事で高齢なんですけど、息子さんの△△さん、その奥さん、△△さんは●●もやられていますし、奥さんも一生懸命この畑を耕作、一緒に作業しておりますのを見ていますので、何ら問題ないかなと、そういう風に思います。以上です。

(議長) ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・ご質問ございませんか?

それでは、ないようですので、○○○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続いて第2号議案、番号3について、事務局説明願います。

(事務局) はい。それでは3ページ目をお願いします。

(第2号議案・番号3 朗読)

よろしくお願いします。

(議長) それでは番号3の小川分について、担当の田中正治委員、説明願います。

(田中正治委員) はい。それでは番号3につきまして、ご報告いたします。現地調査は先ほど同様、5月21日に行つて参りました。9ページをご覧ください。まず、○○○-○ですが、こちらは先ほどの○○○さんの案件の場所から更に●●に●●●メートルくらい行つた所に、●●●●があります。その隣の●●●になります。ここは自宅が近いといふ事もあるのでしょうかけれども、大変きれいに定植されています。トマトが100株、キュウリが60株ほど、あとピーマン、ナス、きれいに定植されておりました。周りの草等の管理もしっかりしてるとお思います。次に△△-△でございますが、これは道を挟んで反対側、●●●●●●があります。この道をずっと下に向かひまして、●●本目の道を●●に曲がつた所で、梅林になっています。ここはハンマーモアがきれいに入りまして、すっかり下の草は取れておまして、大変良い管理状態になっているとお思います。次に10ページをご覧ください。これに関しましては、川沿いになるのです

が、どうどう坂と書いてある道がありますが、これを上に行った所が小川の交差点になります。右の方に東秋川橋とありますが、これが八王子に繋がる橋でございます。これを川沿いに行った所の川の前の圃場で、□□□、■ ■ ■と一連になっております。こちらは先ほどの圃場とは逆に、非常にランダムな感じでいろいろな物が栽培されています。その代表的な中ではイチゴ、既に収穫中。それからナス、これは定植直後という事でございます。あとトマト、これも定植直後と見受けられます。その他に、その横にタマネギ、キャベツ、収穫済みがございます、その横がジャガイモ、スナップエンドウ、収穫済みで、その横が準備してあって、これから何かを定植するというような形で圃場管理されていますが、ここは何も植わっていない状態になっています。その横がまたジャガイモと、地形にもよるんでしょうけれども、非常にランダムな形で植わっていました。全体的な草、枯れ草の管理等はまずまずできているように思います。以上でございます。

(議長) 続いて二宮分について、担当の堀江委員、説明願います。

(堀江委員) はい。5月21日の月曜日に事務局と現地確認に行っておりました。11ページになります。番号の若い順から西になっておまして、まず〇〇〇番ですが、五日市街道の市民体育館前の交差点を●に●本目の道を●に入って、●●●メートルぐらい行った所の細長い畑で、トウモロコシをもう播種してあって、通路もきれいに管理機で耕耘されていました。それから真ん中のまとまった所は、●●●●の反対側の1反5畝程の広い区画なんですけれども、高圧線が上を通っているために、地番は6区画に分かれています、1つの畑と考えていい状態です。もう全てトウモロコシを全面に播種してありまして、もう大きい物は1メートル近くになっており、ここも通路もちゃんと耕耘されておりました。それと、一番東にあります、△△△-△、□□□-□ですが、市民体育館前の信号を●に●本目の道を●に入りまして、●●●メートルほど行った所にある細長い畑なんですけれども、ここも全面もうトウモロコシが植えてありまして、同じように管理されておりました。毎年●●●●の反対側に売店がありまして、ここでトウモロコシをほとんど直売しているようなので、農業収入もちゃんとあると思うので、全く問題ないと思います。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と田中正治委員、および堀江委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・ご質問ございませんか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨、証明することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨、証明することに決定いたします。続きまして第3号議案、事務局説明願います。

(事務局) はい。それでは4ページ目をお願いいたします。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。平成30年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続いて担当の橋本喜久司委員、説明お願いいたします。

(橋本喜久司委員) はい。5月21日に事務局と一緒に現地を見て来ました。地図は12ページをご覧ください。場所はですね、五日市街道沿いの●●●●●店の●の方になります。地図では○○○番の●側が●●●●●になっていますけど、現在はここは全部住宅になっています。現地なんですけれども、以前栗林だった跡で、栗は今すでに伐採されています。抜根はされずに、1メートルくらいの高さで切って枯れたのがずっと残っています。下が草なんですけれども、きれいに刈って、荒地にはなっていない、ただ空き地という感じになっていました。以上です。

(議長) ただいま、事務局と橋本喜久司委員より説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか? .. . ございませんか?

それでは、ないようですので、番号1について、○○○さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続いて第4号議案、番号1についてですが、こちらは○○委員の案件ですので、しばらく、一時退席をお願いいたします。

(○○委員退室)

(議長) それでは、事務局説明願います。

(事務局) はい。それでは5ページ目をお願いいたします。第4号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画については、次のとおり決定する。平成30年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第4号議案・番号1 朗読)

よろしく願います。

(議長) 続きまして担当の小田川委員、説明願います。

(小田川委員) はい。資料の13ページをご覧くださいと思います。5月21日に事務局と現地を確認して参りました。場所は地図の右側が段下になっておりまして、段地、またすぐ多摩川という状況です。地図の上側に行くと羽村大橋、下の方へ行くと永田橋というような状況になっております。土地については、この土地は不耕作、耕作はされていない訳ですけど、現状は平らで特に支障物件等もございません。すぐに農地として活用できるかなという状況にあります。これについては受ける耕作者が認定農業者の○○さんでありますし、特に問題はないかなという事で、ちなみに、○○さんの家がこの現地からちょっと北側へ、地図の上の方に行ったらすぐ近くになります。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と小田川委員より説明をしていただきました。何かご質問はございますか?

(小川委員) 教えてもらいたいのですが、利用権の種類、賃借料の件で、使用貸借権と言うのと、賃借権がありますが、○○さんの場合は大分、使用貸借権が多いように見えるんですけど、こ

の関連と言うのは、教えてもらえますか？

(事務局) 基本的には貸し借りなので、農業委員会としては貸借のお金を払って、というお話はさせていただいているのですが、最終的にはお互いの話し合いという事になりますので、相手方がお金はいいよという事で話し合いがついている分については、使用貸借権という形になりますし、多少のお金で契約するという事であれば、貸借権での契約になります。これに関しては、先月も同じようなご質問でお話したように、できれば貸し借りなので、賃借料を払った方がいいというお話しはしますが、そこは事務局は強制できませんので、最終的にお互いに話し合った結果という事で、ご承知いただければと思います。

(議長) 他にご質問はございますか？・・・ございませんね？

それでは、番号1の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。それでは〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員入室)

(議長) 続いて番号2について、事務局説明願います。

(事務局) はい。引き続き5ページ目をお願いします。

(第4号議案・番号2 朗読)

よろしくをお願いします。

(議長) 続きまして担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。5月21日に事務局と現地調査に行って参りました。14ページをご覧ください。場所は市役所の●側なんですけど、●●●●さんのハウスの並びの●側です。〇〇さんは新規就農者であるという事は知っているんですけども、それ以上ちょっと私は情報がなくて・・・現状としましては、きれいに耕耘されておりまして、マルチが数本もうできて、何を作付けするのか、播種するかという事はちょっと確認はできなかったんですけど、マルチが敷いてあったという事だけは確認できました。以上です。

(事務局) それでは私の方から補足で、〇〇さんの件について、先月も出させていただきましたが、この2月の担い手協議会の方で新規就農者という事で就農されまして、先月初めて利用集積で農地を借りまして、これで2回目という事になります。利用集積としては今回のと合わせて、●, ●●●m²になります。〇〇さんにつきましては、●●の〇〇△△さんの娘さんのところに婿に入りました関係で、お父さんも農地を持っているのですが、新規就農という事で自分で頑張るというのもありまして、新たに農地を借りてやり始めたという事ですので、皆さん温かい目で見ただいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員より説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

それでは、ないようですので、番号2の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、決定する事にご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、決定することにいたします。続きまして報告事項に移ります。

専決の報告について、事務局より、報告願います。

(事務局) はい。それでは平成30年農業委員会5月専決処理報告書をご覧ください。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、6月26日、火曜日、午前9時30分から、あきる野市役所別館、第1会議室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午前10時14分